

1.看護職員の負担の軽減と処遇の改善に対する体制

- 1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者（労働時間管理者）
看護部長
- 2) 看護職員の勤務状況の管理
 - ①勤務時間
週平均40時間以内
連続勤務5日以内（原則、正循環のシフト）
勤務間隔11時間以上
勤務状況、有休取得率、時間外業務の把握、指導
 - ②夜勤勤務
原則、連続夜勤禁止
明けの翌日は休み
平均夜勤回数5回以内／月
- 3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議
名称： 医師、看護職員の負担軽減及び処遇の改善会議
参加職種： 医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション科療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、管理栄養士、診療情報管理士、事務職員
開催頻度： 年2回（9月、3月）
*この他、必要に応じて統括会議（毎月開催）を活用し協議する
- 4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
毎年計画を策定、見直しを行う
部署内に掲示し職員へ周知する
- 5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開
院内に掲示

2.看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

- 1) 看護職員と他職種との業務分担
 - ①薬剤師
 - ・薬剤師の病棟配置（各病棟1名）
 - ・ストック薬剤（日勤）、救急カート内薬剤の管理
 - ②リハビリ職種
 - ・リハビリ患者の送迎
 - ・ポジショニング、移動方法、トランスファー等の相談、支援
 - ・リハビリ患者の体重測定
 - ・嚥下訓練時の口腔ケア
 - ③臨床検査技師
 - ・検査呼び出し時の連絡調整（放射線科との検査スケジュール調整を行い、患者移送の手間を低減）
 - ・ベッドサイドでの検査（12誘導、エコー検査）

④臨床工学技士

- ・医療機器の一括管理、日常点検
- ・人工呼吸器等使用時のサポート
- ・吸引瓶のデスポ化

⑤事務職員

- ・入院時書類の受け取りと処理

⑥栄養科職員

- ・効率的な配茶の支援

2) 看護補助者の配置

①看護補助者の夜間配置（夜勤または遅出）

②事務的業務を行う看護補助者の配置

3) 多様な勤務形態の導入（早出、遅出）

4) 妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮

①妊娠中の夜勤は、申し出により減免

②子育て中（未就学児まで）の夜勤の減免

③育児短時間勤務

④WLB に応じた希望部署への配置転換

⑤育休復帰者を対象とした研修

5) 夜勤負担の軽減

①原則、連続夜勤禁止

②シフト間隔の確保（11 時間以上）

③夜勤専従者数の確保（派遣看護師の活用）

④平均夜勤回数 5 回以内／月

⑤病棟の夜勤者は、4 週 8 休制（年間休日 122 日）

3.看護職員の勤務時間の把握等

1) 勤務時間の把握と調整

2) 2 交代の夜勤に係る配慮

①勤務後の暦日の休日の確保

②夜勤配置する看護職員の増員（夜勤導入期は、5 名体制）

3) 仮眠 2 時間を含む休憩時間の確保（食事休憩 30 分、仮眠 2 時間以上）

4.職員等に対する周知

各部署に掲示し周知する